

「食品産業戦略会議」開催要領

第1 趣旨

我が国の食品製造業は、食料の安定供給に貢献するとともに、多くの雇用・付加価値を生み出し、国産農林水産物の主要な仕向先となっているなど、重要な産業である。

他方、最近の食品の需要動向を見ると、少子・高齢化の影響から、国内の食品消費量は減少傾向にある一方、世界の食市場は、大幅に拡大する見通しである。

こうした中、我が国食品製造業の持続的な発展を目指すためには、その特質を踏まえて、新規需要開拓、生産性の向上、安定供給の確保等の対応を行う必要がある。

このため、政府、食品製造業者や関連事業者等の関係者が、食品製造業等の抱える課題、今後のビジョン、対応の方向について認識を共有し、戦略的な対応を進めていくため、有識者からなる「食品産業戦略会議」（以下「会議」という。）を設置し、検討を行うこととする。

第2 構成

- 1 会議は、別紙に掲げる委員により構成する。
- 2 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができる。

第3 座長等

- 1 会議には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選任し、座長代理は、会議の承認を得て、委員の中から座長が指名することができる。
- 3 座長は意見交換会の議事を運営する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合には、その職務を代理する。

第4 運営

- 1 会議は、自由な意見交換を担保する観点から非公開とする。
- 2 なお、会議終了後に概要を公表することができる。

第5 事務局

会議に関する庶務は、食料産業局食品製造課において行う。